

令和 2 年 6 月定例教育委員会 会 議 録

- ◎ 開催日時 令和 2 年 6 月 2 9 日（月）午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 3 5 分
◎ 場 所 富田林市役所 庁議室
◎ 出席委員

教 育 長	教育長職務 代 理 者	委 員	委 員	委 員
山 口 道 彦	山 元 直 美	勝 山 健 一	南 栄 子	水 本 哲 也

◎ 事 務 局

山本 教育総務課長	石田 教育総務部付 部長兼 教育指導室長	辻野 教育総務部 次長代理兼 教育指導室次長	松葉 学校給食課長	道旗 生涯学習課長
阪本 中央公民館長 兼東公民館長 兼金剛公民館長	野村 中央図書館長	道旗 金剛図書館長	森口 文化財課長代理	
				(書記)谷塚 教育総務課長代理

令和 2 年度 6 月定例教育委員会会議録

令和 2 年 6 月 29 日(月)

開会：午後 2 時 00 分

閉会：午後 3 時 35 分

山本教育総務課長

令和 2 年度 6 月定例会議に入ります前に事務連絡から始めさせていただきます。

まず、次回の定例会議の日程でございますが、7 月 30 日（木）午後 1 時から、富田林市役所庁議室での開会を予定しております。

それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

《議事日程を説明》

それでは、教育長、開会をお願いいたします。

山 口 教 育 長

それでは、令和 2 年度 6 月定例教育委員会会議を開会いたします。まずは、日程第 1、会議録署名委員の指名について、今月は、南委員よろしくをお願いいたします。

南 委 員

よろしくをお願いいたします。

山 口 教 育 長

続きまして、日程第 2、会議録の承認について、先月 5 月定例教育委員会会議の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はございませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続きまして、日程第 3、教育長報告に移ります。今月は 4 件の報告がございます。

まずは、報告第 6 号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、今月は、新規の申請が 1 件ございますので、生涯学習課から説明をお願いします。

道旗生涯学習課長

生涯学習課に関する①のご説明をさせていただきます。

行事名は、「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」セミナーでございます。申請者は、一般財団法人、日本リーダー育成推進協会、代表理事、井上ケンジ氏でございます。

内容につきましては、子どもの潜在能力を引き出す脳科学セミナーでございます。開催日時は、令和 2 年 9 月 21 日から令和 2 年 10 月 9 日のうち、9 月 21 日から 23 日、28 日から 30 日、10 月 1 日、2 日、6 日から 9 日の計 12 日で、時間は 9 時から 13 時でございます。

場所は、インターネット上によるオンラインで行うものでございます。

目的は、保護者に、子どもの未来を守る為の基礎知識についてセミナーを行うことで、子どもの明るい未来を創造する一助とすることとされています。

対象者についてですが、小学生のお子様のいる保護者となっております。参加料は、無料でございます。

行事内容につきましては、最新の心理学、脳科学に基づき、子どものセルフイメージを高めるポイントについて保護者に伝えることで、子育てに対する親の不安解消、子どもの潜在能力を引き出すものであり、営利目的や政治的活動、宗教的活動ではなく、後援等に関する事務処理要領に適合すると認められたため承認をお願いするものがございます。以上でございます。

山 口 教 育 長

ありがとうございます。それでは、只今の説明について、何かご意見、ご質問は

	ございませんか。 主催者の一般財団法人 日本リーダー育成推進協会とは、どういった団体ですか。 また、団体の所在地は兵庫県姫路市となっていますが、インターネット上のオンラインセミナーは全国的に行われるのでしょうか。
南 委 員	全国的に行われるものでございます。
道旗生涯学習課長	全国各地の市町村に後援名義承認申請をしているのですか。
南 委 員	はい。大阪府内では、四条畷市など、既にいくつかの市町村で後援名義承認済みであると伺っております。事務局が兵庫県と東京都の２ヶ所にあり、東京都の方でも後援名義承認申請を行っているとのこと。
道旗生涯学習課長	団体の活動内容としましては、主に教員や保護者、子ども向けの教育セミナー等を行っております。
水 本 委 員	個人的にインターネットで調べたところだと、主に企業経営者や教員、保護者を対象に、教育関係の研修や講演を行っている団体のようですね。ホームページには、近年の日本の教育現場や、家庭での子ども達へのかかわり方に危機感を抱き、リーダー教育に寄与する社会教育活動の支援として、さまざまなイベントや講演会を開催しているとありました。
道旗生涯学習課長	今回の「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」セミナーは、子どもを持つ保護者の方を対象にしたセミナーで、教育や子育ての不安解消に役立つ講演内容であるということです。
南 委 員	後援名義の使用を承認しなかった市町村はありますか。
道旗生涯学習課長	承認申請中および既に承認済みの市町村については伺っておりますが、承認されなかった市町村については、伺っておりません。
山 口 教 育 長	本市の規定等と照らし合わせて、後援可能な事業であるということですね。
道旗生涯学習課長	そのとおりでございます。本市教育委員会の後援等に関する事務処理要領と照合し、今回申請のあった事業が営利目的ではなく、政治的・宗教的な活動とは認められないものと確認しております。
山 口 教 育 長	このオンラインセミナーの開催には「Zoom」を使用すると伺いましたが。
道旗生涯学習課長	はい。Web 会議システム「Zoom」を使用すると聞いております。
山 口 教 育 長	通信は双方向で行われるのですか。
道旗生涯学習課長	詳細な通信方法までは把握しておりませんが、セミナーとなりますので、講演後の質疑回答や意見交換のタイミングでは、双方向のコミュニケーションが確保されると思います。
山 口 教 育 長	他にご質問等はございませんか。他、これまで承認したことのある行事について、何かご質問等はございませんか。
	特に無いようですので、報告第６号につきましては、これで終わります。 次に、報告第７号、令和２年第２回（６月）富田林市議会定例会の報告について、に移ります。はじめに、すべて報告していただいてから、ご意見、ご質問をお受けいたしますので、よろしくお願いします。 それでは、資料１の教育指導室から順番に報告をお願いします。
辻野教育総務部次長代理	報告第７号、令和２年第２回（６月）市議会定例会の報告について、教育指導室関

道旗生涯学習課長

連の質問について、ご説明申し上げます。資料1をご覧ください。

公明党、草尾議員からの代表質問です。質問の主旨は資料のとおりでございます。

《資料1 答弁内容について説明》

続きまして、資料2をお願いします。公明党の草尾議員からの代表質問です。

5. 障がい者スポーツの充実について、(1)本市における障がい者スポーツの普及とその取り組みについての質問でございます。

内容といたしましては、本市でも様々な活動を通じて取り組んできたと思いますが、障がい者スポーツの普及とその取り組みについてお聞かせください。との質問でした。

次に、(2)障がい者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及啓発についての質問でございます。

内容といたしましては、ノーマライゼーション社会の構築に向けて障がい者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及啓発は非常に重要だと思います。障がい者と健常者がともに楽しめるスポーツの普及啓発について、考えをお聞かせください。との趣旨でした。

次に、(3)施設の充実を目指し、ボッチャなどの競技用機材の配備を求めている質問でございます。

内容といたしましては、市民から、ボッチャなどの競技用機材の配備してほしいとの声を聞いている。本市の見解をきく、との趣旨でした。

《資料2 答弁内容について説明》

続いて、資料3をご覧ください。とんだばやし未来、辰巳議員からの代表質問です。

質問の主旨といたしましては、新型コロナウイルス感染症による学習への影響と今後の対応と保護者の不安解消、教員の負担軽減について問う主旨からの質問でした。

《資料3 答弁内容について説明》

それでは、資料4をご覧ください。とんだばやし未来、辰巳議員からの代表質問でございます。

質問の趣旨としましては、小学校のトイレが汚れているため、児童が使いたくないと言っている声を聴き、職員用トイレも含めた、これまでの整備状況や今後の方向性について問うものでした。

《資料4 答弁内容について説明》

続きまして、資料5をお願いします。とんだばやし未来の辰巳議員からの代表質問です。4. 若者支援と施策の推進についての質問でございます。その項目の中の、(3)「青少年委員会」から「若者会議」の創設についての質問でございます。

内容といたしましては、「青少年委員会」は、コロナ禍の中で、オンライン会議を行うなどの活動を行ったことは、若者がつながるということに効果があったと思います。こういう取り組みを大切にしつつ、「青少年委員会」から「若者会議」の創設へどうつなげていくのか、について見解をお示しください、との趣旨でした。

続きまして、(4)トピックに若者が相談できる窓口の設置を。の質問でございま

辻野教育総務部次長代理

山本教育総務課長

道旗生涯学習課長

す。

内容といたしましては、コロナ禍の中で、市内大学生が、アルバイトが短くなって、生活費が少なくなって困っている。若者世代で感染が怖くて外出ができないなど、若者の相談が寄せられています。トピックに若者が相談できる窓口の設置について、見解をお示しください、との趣旨でした。

《資料 5 答弁内容について説明》

辻野教育総務部次長代理

次に、資料 6 をご覧ください。日本共産党、岡田議員からの代表質問です。

質問の主旨といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による子どもや教員への支援を求める趣旨からの質問でした。

《資料 6 答弁内容について説明》

山本教育総務課長

続いて、資料 7 をご覧ください。日本共産党、岡田議員からの代表質問でございます。

質問の趣旨としましては、学校トイレの整備については、令和元年度で第 2 期計画が終了されている。学校のトイレは、コロナ対策上でも重要な場所と考えるが、今後の整備について問うものでした。

《資料 7 答弁内容について説明》

松葉学校給食課長

続いて、資料 8 をご覧ください。日本共産党、岡田議員からの代表質問でございます。

質問の主旨は、資料のとおりでございます。

《資料 8 答弁内容について説明》

辻野教育総務部次長代理

続いて、資料 9 をご覧ください。自由民主党、西川議員からの代表質問です。

質問の主旨は、資料のとおりでございます。

《資料 9 答弁内容について説明》

辻野教育総務部次長代理

続いて、資料 10 をご覧ください。大阪維新の会・無会派の会、伊東議員からの代表質問です。

質問の主旨は、資料のとおりでございます。

《資料 10 答弁内容について説明》

辻野教育総務部次長代理

続いて、資料 11 をご覧ください。村瀬議員からの個人質問です。

質問の主旨といたしましては、新型コロナウイルス感染症による臨時休校中に外出を制限され、中高生を中心とする望まぬ妊娠や性に関する相談が急増していることが報じられていることから、今後このような相談が寄せられたときに、適切な情報提供や対応ができるようにすること、学校にあっては養護教諭へ、赤ちゃん縁組の取組み、いわゆる愛知方式について等、相談窓口の情報を提供することを求める主旨からの質問でした。

《資料 11 答弁内容について説明》

山口教育長

ありがとうございます。それでは、まずは、資料 1 について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、次に、資料 2 について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、次に、資料 3 について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、次に、資料 4 について、何かご質問等はございませんか。

勝 山 委 員	特に無いようですので、次に、資料 5 について、何かご質問等はございませんか。
道旗生涯学習課長	トピックのロビースタッフとは市職員ですか。こういった方が勤務されているのでしょうか。
勝 山 委 員	ロビースタッフにつきましては、子ども・若者育成支援業務の一環として、外部団体に業務委託を行っております。
道旗生涯学習課長	ボランティアスタッフではないのですね。
水 本 委 員	はい。業務委託を行っております。
道旗生涯学習課長	NPO 法人ですか。
山口教育長	そのとおりでございます。
	補足いたしますと、ゲキトモエンターテイメントという NPO 法人になりまして、演劇や舞台等のエンターテイメント活動を行うと同時に、こういった青少年の育成にかかわる事業にも積極的に携わっている団体です。
	20 代の若い方が多いことから、年齢の近い中高生の利用者とコミュニケーションも取りやすく、ロビースタッフとして相談業務等も行っております。
	その他、トピックで毎月第 3 土曜日に開催している「元気もりもり食堂」というこども食堂も、こちらのゲキトモエンターテイメントが開催しているものです。
南 委 員	相談業務というよりも、利用者の話し相手になっているような感じでしょうか。専門的な助言や回答を行うものではありませんよね。
道旗生涯学習課長	専門的な相談窓口を開設しているわけではありませんが、利用者の学生が抱える家庭や友達関係等の悩みを、気軽に相談できるお兄さん、お姉さんのような役割を担っていただいております。
南 委 員	利用者が持ち込む相談の中には、ただ話を聞くだけで解決できるものもあれば、そうではないものもあると思います。たとえば、カウンセリング等、他に適切な支援が必要と見込まれる場合は、どうされていますか。
道旗生涯学習課長	そういった場合には、関係機関等とも連携のうえ、対応しております。以前には、家庭での問題を抱える学生からの相談があり、関係機関へ繋いだという報告も受けております。
山口教育長	トピックでは現在、ロビースタッフが常駐しており、利用者にとって快適な雰囲気づくりに貢献していただいております。機会がございましたら、ぜひ一度現場を見ていただければと思います。
	それでは、他にご質問等はございませんか。特に無いようですので、次に、資料 6 について、何かご質問等はございませんか。
南 委 員	清掃・消毒作業のための職員を雇うということですが、具体的に何か進めている計画はありますか。
辻野教育総務部次長代理	はい。スクールサポートスタッフを学校に配置し、清掃・消毒作業や給食指導における子ども達のサポート等、今回の新型コロナウイルス感染症対策で増加した教員の業務支援を行うことを計画しているところでございます。
勝 山 委 員	スクールサポートスタッフは教員免許をお持ちの方が行うのでしょうか。それとも一般の方になりますか。
辻野教育総務部次長代理	教員免許の有無といった必要資格等は特に設けておりませんが、学校現場での業

務を行っていただくことになりますので、学校の教育活動にご理解があり、熱意を持ってご協力をいただける方を想定しております。子ども達とも直接やり取りをする立場になりますので、教員志望の学生や教員を退職された方であれば、より望ましいということになると思います。

南 委 員

働き方改革とも共通する課題だと思いますが、現状では、校内における雑用の多くを教員が担っていますよね。教員の本分は教育活動ですから、この機会に先生方の負担を軽減し、児童・生徒への指導や教育研究に集中できる環境を整備する必要がありますと思います。給食の準備や清掃などは、児童・生徒が行うことで教育的効果が見込まれる面もあると思いますが、今後は専門業者に依頼するといったことも検討していく必要があると思います。

山口教育長
水 本 委 員

ありがとうございます。資料6について、他にご質問等はございませんか。

③のネット環境が家庭にない子どもたちへの教育支援として、ダウンロードした端末を貸し出すことで利用できる学習ドリルソフトの導入を進めているとのことですが、これはオフラインで動作するソフトということでしょうか。端末とあわせてネット環境を整備できるルーター等を貸し出す検討もされていますか。

辻野教育総務部次長代理

はい。端末の整備については段階的に進めているところであり、最終的には貸出し用ルーターも導入予定ではありますが、整備までしばらく時間がかかります。そのため、まずは暫定的な措置として、あらかじめ学習ドリルソフトをダウンロードした端末を貸し出して、学習支援を行っていく計画となっております。ソフトには本人の学びの記録が残りますので、端末そのものをやり取りすることで、子どもの学習状況を把握することが可能でございます。

水 本 委 員

その後、ルーターの貸出しも実施できるように準備しております。

ネット環境のない子どもたちへの教育支援計画としては、まだ前段階ということですね。

辻野教育総務部次長代理

そのとおりでございます。

水 本 委 員

わかりました。

山口教育長

他にご質問等はございませんか。特に無いようですので、次に、資料7について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、次に、資料8について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、次に、資料9について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、次に、資料10について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、次に、資料11について、何かご質問等はございませんか。

南 委 員

若年妊娠について、本市では具体的な相談事例があるのでしょうか。

辻野教育総務部次長代理

現時点では伺っておりません。全国的に10代の妊娠相談が増加しているという新聞報道を受け、3ヶ月という長期の休業期間があったことから、本市でも同様の相談が出てくる可能性を憂慮され、ご質問いただいたものであると思います。

南 委 員

わかりました。

山口教育長

他にご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第7号につきまし

ては、これで終わります。

続いて、報告第 8 号、夏季休業中の学校閉庁日の試行実施について、教育指導室から説明をお願いします。

辻野教育総務部次長代理

それでは、報告第 8 号、夏季休業中の学校閉庁日の試行実施について、ご説明させていただきます。資料をご覧ください。

学校現場を取り巻く環境は日々複雑化・多様化しており、学校や教員に求められる役割が増大しております。このような中、国においても、教職員の働き方の見直しが進められており、本市でも、勤務時間削減のため、勤務時間の把握に努めているところです。今後は、事務負担軽減のため、校務用パソコンの順次導入も計画しておりますが、働き方改革の推進にあたっては、より多方面からの取り組みが必要であることから、今年度、夏季休業中に学校閉庁日を試行実施する運びとなりました。

期間は令和 2 年 8 月 12 日（水）から令和 2 年 8 月 14 日（金）までの 3 日間で、原則、児童・生徒は登校しないことといたします。この期間は日直業務も行わず、お電話でのお問い合わせへの対応も不可能となりますので 保護者の方々へお知らせするため、資料のとおり文書にて周知を行うものでございます。

学校閉庁日の試行実施についての案内のほか、教職員の働き方改革についての啓発や、学校ごとの取り組み内容の紹介等も盛り込み、保護者の方からのご理解・ご協力を求めるものとなっております。以上でございます。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、報告第 8 号につきまして、何かご質問等はございませんか。

山元教育長職務代理者

勤務時間終了後における電話連絡についての案内の中で、「教職員の勤務時間は、基本的には 8 時半から午後 5 時までと定められております。」とありますが、曜日の記載はありません。保護者の方の中には、土曜日や日曜日であっても、先生は学校にいるだろうと思っていらっしゃる方も多いのではないかと思いますので、勤務時間を記載するのであれば「月曜日から金曜日の」や「平日の」という文言も追加したほうがよいと思います。

辻野教育総務部次長代理

では、そのように修正させていただきます。

山口教育長

それでは、他にご質問等はございませんか。

水本委員

他の自治体では、勤務時間外には専用の留守電メッセージを設定し、緊急時の連絡先等についての案内を実施しているところもあると聞いておりますが、そういった取り組みはされないのでしょうか。この文書で呼びかけを行うだけということですか。

また、実際に、勤務時間外に学校へ保護者の方からのお電話があった場合には繋がるのでしょうか。

辻野教育総務部次長代理

はい。そういった留守電は設定せず、実際にお電話をいただいた場合には、通常通りつながる状態になります。現場の先生方からさまざまなご意見をいただく中で、留守電のアナウンスを設定してしまうと、緊急時に学校から保護者の方へお電話で連絡を行った際、不在時等に折り返し連絡をいただくことが不可能になってしまうという懸念の声もありましたので、ひとまずは文書での呼びかけを行うこととしております。また、留守電を導入するにあたっては予算化も必要ですので、引き続き

山元教育長職務代理者	今後の検討課題とさせていただき、まずは保護者の方のご理解・ご協力をいただくところから進めさせていただきたいと考えております。
南 委 員	あまり性急に進めてしまうと保護者の方が驚かれることも考えられますし、現場の運用に支障をきたすことにもなりかねませんので、まずは第一段階としてこのような文書での呼びかけ・啓発を行い、様子を見て段階的に進めていくのがよいと思います。
辻野教育総務部次長代理	文書内には、緊急の場合の連絡先として、市役所の電話番号（0721-25-1000）が記載されていますが、これは24時間つながるものですか。
南 委 員	はい。宿直の方がおられますので、市役所の勤務時間外であっても対応は可能です。
辻野教育総務部次長代理	まず宿直の方が対応されて、緊急性が認められる場合には、そこから担当者へ連絡がいき、緊急でない場合には、後日の連絡となるわけですね。
南 委 員	そのとおりでございます。
辻野教育総務部次長代理	わかりました。ところで、こういった教員の働き方改革に関連する質問になるのですが、本市では、教員の過労死などにより労災が認定された事例はあるのでしょうか。
南 委 員	近年では、そういった事例はございません。
山口教育長	「聖職」とみなされるという面で、教員と医師の立場や待遇には似通ったものがあると思います。医師の働き方改革については、過酷な労働下にあった研修医が自宅で死亡しているのが見つかったことが問題視されて以降、待遇の改善が進められましたが、そういった事例が実際にあってから改革が進められるのでは遅いと思いますので、早急に危機感を持って取組んでいただきたいと思います。
道旗生涯学習課長	ありがとうございます。では、他にご質問等はございませんか。 特に無いようですので、報告第8号につきましては、これで終わります。山元委員よりご指摘のあった箇所につきましては、修正をお願いいたします。 次に、報告第9号、富田林市文化振興事業団の令和元年度事業報告及び決算報告、並びに令和2年度事業計画等について、生涯学習課から説明をお願いします。 それでは、報告第9号、公益財団法人、富田林市文化振興事業団の令和元年度事業報告及び決算報告並びに令和2年度事業計画につきまして、ご報告申し上げます。 本報告につきましては、地方自治法 第243条の3第2項の規定に基づきまして、6月9日の議会にご提出させていただいたものでございます。報告第9号をお願いいたします。 まず、39ページ事業の概要でございますが、市民の積極的・自主的な文化活動の一層の促進と機会の充実を図るため「地域とともに」を基本理念とし、身近で親しむことができる様々な事業を実施するとともに、文化芸術創造の核となる人づくりや次世代を担う子どもたちへの文化芸術活動にも積極的に取組み、市民芸術活動の支援、人材育成の推進及び教育活動への貢献などにより、特色ある富田林市の文化芸術を発信しました。 また、すばるホール指定管理者として、引き続きこれまでに構築したネットワークを活用し、より一層の効果的かつ効率的な会館運営と芸術性の高い文化事業を行

う中で、富田林市の文化施策の推進に寄与するとともに、すばるホールの設置目的の達成に努めました。

次に、事業の内容でございますが、1. 文化芸術の振興事業として、(1) 舞台芸術鑑賞事業は 39 ページから 42 ページに、(2) 市民参加の文化芸創造事業は、42 ページと 43 ページに、(3) 芸術文化の普及啓発事業は、43 ページから 46 ページに、(4) 教育文化に関する知識の普及啓発及びプラネタリウム投映に関する事業は、46 ページから 48 ページに、(5) 市民の文化芸術活動を推進するための環境づくりを目的とした事業は、49 ページと 50 ページに、それぞれ、事業の内容を掲載させていただいております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、事業の延期、中止等影響を受けましたと報告を受けております。

次に、51 ページをお願いいたします。

施設利用につきましては、公の施設管理者として、条例及び規則に基づき、公平・公正に施設を貸与し、施設の効果的、効率的な管理運営に努めました。

施設利用状況では、すばるホールの利用人数は 18 万 5,568 人でした。

施設利用につきましても、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、新規受付の停止、利用のキャンセル等、大きな影響を受けましたと報告を受けております。

続きまして、令和元年度の 会計決算の内容につきましてご説明申し上げます。

決算につきましては、56 ページの 正味財産増減計算書の当年度の欄によりご説明申し上げます。

まず、一般正味財産増減の部でございますが、1. 経常増減の部、(1) 経常収益につきまして、基本財産運用益、43 万 9,397 円、特定資産運用益、6 万 5,300 円、受取会費、58 万 2,000 円、事業収益、2 億 7,912 万 795 円、経常収益計は、2 億 8,052 万 5,113 円で、前年度に比べまして、3,319 万 4,254 円の減でございます。

一方、(2) 経常費用は、事業費、2 億 8,725 万 6,034 円、57 ページをお願いいたします。管理費、292 万 4,097 円となっております。

以上、経常費用計は、2 億 9,018 万 131 円で、前年度に比べまして、2,021 万 3,745 円の減でございます。したがって、当期経常増減額は、マイナス 965 万 5,018 円でございます。

次に、2. 経常外増減の部では、(1) 経常外収益、50 万円、(2) 経常外費用、0 円、税引前当期一般正味財産増減額は、マイナス 915 万 5,018 円となり、法人税等を引きました当期一般正味財産増減額は、マイナス 983 万 4,918 円でございます。

一般正味財産期首残高は、9,013 万 6,576 円で、一般正味財産期末残高は、8,030 万 1,658 円でございます。

次に、指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額は無く、指定正味財産期首・期末残高とも 2 億円でございます。したがって、正味財産期末残高は 2 億 8,030 万 1,658 円で、前年度に比べまして、983 万 4,918 円のマイナスでございます。

なお、55 ページの貸借対照表、及び 58 ページ以降の財務諸表の説明につきましては、まことに勝手ながら省略させていただきます。

恐れ入りますが、38 ページにお戻りください。本決算につきましては、去る 5 月 16 日に事業団の監事によります監査を受けており、ここに監査報告書を添付いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、令和 2 年度の事業計画書及び収支予算書につきまして内容のご説明を申し上げます。66 ページをお願いします。

事業計画につきましては、公益財団法人富田林市文化振興事業団が令和 2 年 12 月 1 日で設立 30 年を迎え、すばるホール指定管理者として、引き続きこれまでの経験を活かし、より一層の効果的かつ効率的な会館運営と芸術性の高い文化事業を行う中で、富田林市の文化施策の推進に寄与するとともに、すばるホールの設置目的である文化の薫り高い魅力あるまちづくりの達成に努めてまいります。

事業内容としましては、66 ページから 71 ページに掲載しております。

次に、令和 2 年度の収支予算でございますが、72 ページ、収支予算書をお願いいたします。

まず、一般正味財産増減の部、1. 経常増減の部でございますが、(1) 経常収益といたしまして、基本財産運用益、30 万円、特定資産運用益、8 万 1 千円、受取会費、65 万円、事業収益、3 億 307 万 5,000 円、受取補助金等、1,000 円、雑収益、1,000 円、したがしまして、経常収益計は、3 億 410 万 8,000 円でございます。

次に、(2) 経常費用といたしまして、事業費支出、3 億 437 万 3,440 円、73 ページに移りまして、管理費支出、336 万 2,560 円、経常費用計は、3 億 773 万 6,000 円でございます。したがしまして、当期経常増減額は、マイナス 362 万 8 千円でございます。

2. 経常外増減の部では、当期経常外増減額は無く、当期一般正味財産増減額はマイナス 362 万 8,000 円となり、したがしまして、一般正味財産期首残高は、6,670 万 9,952 円で、一般正味財産期末残高は、6,308 万 1,952 円でございます。

また、指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額は無く、指定正味財産期首・期末残高とも 2 億円でございます。したがしまして、正味財産期末残高は 2 億 6,308 万 1,952 円でございます。

74 ページは、収支予算書内訳表でございますが、説明につきましては、まことに勝手ながら省略させていただきます。

以上で、公益財団法人富田林市文化振興事業団の経営状況報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、報告第 9 号につきまして、何かご質問等はございませんか。

山元教育長職務代理者

この度の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、すばるホールの施設利用におけるガイドライン等は作成されていますか。

道旗生涯学習課長

はい、作成しております。

山元教育長職務代理者

66 ページの令和 2 年度 事業計画書における基本方針内にも、そういったガイドラインにのっとり事業を実施する旨を記載したほうがよいと思うのですが。学校においては、施設利用や部活動の際のガイドラインを設け、それに基づいた運用を行っていますが、すばるホールにおいてもそのような案内があれば、市民の方も安

	心して各種イベント等に参加できると思います。
道旗生涯学習課長	事業計画書内には記載しておりませんが、すばるホールのホームページやすばる NEWS 等の市民の方々の目に触れる場所には、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかるガイドラインといたしまして、施設のご利用にあたってのお願いを掲載しております。
山元教育長職務代理者	では、利用者はそのガイドラインに基づいて施設を利用するということになるわけですね。
道旗生涯学習課長	はい。そのように周知させていただいております。なお、ガイドラインの具体的な内容といたしましては、すばるホール内各施設のご利用可能定員を制限し、利用者の方々に 3 密の回避やマスクの着用、消毒等といった感染症予防対策の実施をお願いするものとなっております。
山元教育長職務代理者	わかりました。ありがとうございます。
山 口 教 育 長	新型コロナウイルス感染症対策については、今後のすばるホールの運営はもちろん、さまざまな文化事業を進めていく中で大きなウエイトを占めるものですから、今後の事業計画書や事業報告書の内容に盛り込むことも検討していただきたいと思います。すばるホール指定管理者である富田林市文化振興事業団にも、十分指導をお願いいたします。
道旗生涯学習課長	わかりました。
山 口 教 育 長	他にご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第 9 号につきましては、これで終わります。
	続いて、日程第 4、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移ります。
	今月は、7 件の案件がございます。まずは、議案第 10 号、富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命について、学校給食課から説明をお願いします。
松葉学校給食課長	それでは、議案第 10 号、富田林市小学校給食会理事の委嘱・任命につきまして、ご説明を申し上げます。議案第 10 号をご覧ください。
	小学校給食会は、市立小学校において、児童の健全な発達に資するため、給食の円滑な実施を図る団体で、理事には、校長会代表、給食主任代表、栄養教職員代表、PTA 代表、学識経験者、市教育委員会などで構成されており、このたび、小学校給食会設置要綱第 3 条の規定により、理事の委嘱・任命をお願いするものでございます。
	任期が令和 2 年 4 月 1 日から PTA 改選日までの理事について、変更になりました理事には、お名前に網掛けをしております。
	また、次のページは、任期が PTA 改選日から令和 3 年 3 月 31 日までの理事でございますが、第 4 号理事につきましては、小学校 PTA の保護者代表の方をお願いしております。PTA 総会で決定され、新しい役員の方が決まり次第、議案として提出させていただきます。
	なお、新理事には、今後、献立作成委員会、物資購入委員会、給食主任会、物資納入業者選定委員会、アレルギー対応食検討委員会に分かれ、それぞれ活動していただくことになります。
	以上で説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

山口教育長	ありがとうございます。空欄になっている PTA 代表等の欄は今後、決定されるということでしょうか。
松葉学校給食課長	はい。そのように聞いております。
山口教育長	よろしく願いいたします。では、議案第 10 号につきまして、他にご質問等はございませんか。
	特に無いようですので、議案第 10 号につきましては、提案どおり議決とさせていただきます。
	次に、議案第 11 号、富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命について、学校給食課から説明をお願いします。
松葉学校給食課長	それでは、議案第 11 号、富田林市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱・任命につきまして、ご説明を申し上げます。議案第 11 号をご覧ください。
	学校給食センター運営委員会は、富田林市立学校給食センター条例第 5 条の規定により教育委員会の諮問に応じて、学校給食に関する重要な事項を調査審議し、意見の具申を行う機関として設置しており、富田林市立学校給食センター条例施行規則第 6 条の規定により、委員の委嘱・任命をお願いするものでございます。
	委員の任期は、令和元年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までの 2 年間でございますが、このたび委嘱・任命します委員は、令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日までの 1 年間の任期で、変更になりました委員には、お名前に網掛けをしております。
	なお、第 2 号委員につきましては、PTA の保護者代表の方をお願いしておりまして、PTA 総会で決定され、新しい役員の方が決まり次第、議案として提出させていただきます。
	以上で説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
山口教育長	ありがとうございます。それでは、議案第 11 号につきまして、何かご質問等はありませんか。
	特に無いようですので、議案第 11 号につきましては、提案どおり議決とさせていただきます。
	次に、議案第 12 号、令和 2・3 年度 富田林スポーツ推進委員の追加委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。
道籐生涯学習課長	議案第 12 号、富田林市スポーツ推進委員の委嘱につきまして、ご説明させていただきます。
	スポーツ推進委員は「スポーツ基本法第 32 条」で「市町村の教育委員会は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツの推進のための事業実施に係る連絡調整、並びに住民に対するスポーツの実技指導、助言を行なうという職務に対し、必要な熱意と能力をもつものの中から、スポーツ推進委員を委嘱するもの。」と定められており、「富田林市スポーツ推進委員に関する規則」第 3 条におきまして、スポーツ推進委員の定数を 31 名以内と定めております。
	現在、スポーツ推進委員の総数は、29 名の委員を委嘱させていただいているところではございますが、今回、スポーツ推進委員から組織するスポーツ推進委員協議会より、これからの活躍が期待される 2 名を推薦したいとの意向があり、新たな委

員としてお願いすることとなりました。

新委員の2名につきましては、スポーツ推進委員協議会主催のスポーツレクリエーション技術の向上、リーダー養成を目的とした事業を受講し修了しており、また現在は、教員として活躍され、指導に関する専門的な知識を有しております。

新委員は議案第12号の資料のとおりです。委員の任期としましては、令和2年度3年度の2年間の区分の残任期間となることから、令和4年の3月31日までとなります。

以上提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第12号につきまして、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、議案第12号につきましては、提案どおり議決とさせていただきます。

次に、議案第13号、富田林市社会教育委員の委嘱・任命について、生涯学習課から説明をお願いします。

道旗生涯学習課長

議案第13号につきまして、提案の理由並びに内容のご説明を申し上げます。本議案は、生涯学習課において設置しております富田林市社会教育委員の委嘱・任命について、でございます。

本委員会は、社会教育法第15条の規定に基づく富田林市社会教育委員設置条例に従って委嘱・任命を行うものです。

今回の委嘱・任命は現委員の任期が本年6月末で、満了を迎えますことから、新たに、委嘱・任命を行うものでございます。

なお、新規委員には網掛けを行い、参考資料としまして、新旧対照表を下部に掲載させていただきました。なお、任期につきましては富田林市社会教育委員設置条例第4条の規定により、令和2年7月1日から令和4年6月30日までの2年間でございます。

以上提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第13号につきまして、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、議案第13号につきましては、提案どおり議決とさせていただきます。

次に、議案第14号、富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命について、中央公民館から説明をお願いします。

阪本公民館長

議案第14号、富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命につきまして、提案の内容をご説明させていただきます。

公民館運営審議会は、社会教育法第29条の規定により、公民館における各種事業の企画実施につき、調査審議を行う機関として設置されたものです。

提案の理由でございますが、本審議会委員の任期が、本年の6月30日をもって任期満了を迎えますことから、新たに、委嘱・任命を行うものです。

本日、ご提案申し上げました委員のうち、再任をお願いいたしました委員につきましては説明を省略させて戴き、今回、新たに委員として選出されました委員を、

議案書下段に、新旧対照表として掲載させて戴きましたので、新たな委員につきましてご説明申し上げます。

まず、長年委員長の重責を担っていただきました浦野雅人委員に代わりまして、大阪大谷大学で生涯教育学を専攻しておられます中道厚子教授に学識経験者として委員会に参画いただきます。

学校教育関係者として、小中学校校長会より中安公則委員に代わりまして、喜志小学校の塩野義和校長に、社会教育関係者として青少年指導員連絡協議会の蒲祥二委員に代わりまして、書記の杏中悦子様にも、お願いすることとなりました。

任期につきましては、本条例、第2条第1項の規定により、2年間で、期間は、本年7月1日から令和4年6月30日まででございます。

以上で、提案の説明とさせていただきます。どうぞよろしく、お願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第14号につきまして、何かご質問等はないでしょうか。

特に無いようですので、議案第14号につきましては、提案どおり議決とさせていただきます。

次に、議案第15号、富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命について、中央図書館から説明をお願いします。

野村中央図書館長

議案第15号、富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命について、提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

図書館協議会は、図書館法第15条及び本市図書館条例第3条第2項の規定に基づき、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対し意見を述べる機関として、設置しております。

本協議会につきましては、社会教育関係・家庭教育関係・学校教育関係の選出団体より推薦いただき、2年間の任期で委員に就任いただいております。この度、現委員の任期が6月30日で満了となるため、お手元の名簿に記載しております10名の方を本年7月1日から令和4年6月30日までの2年間、当協議会委員に選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

なお、変更のあった5名の委員はお名前に網掛けをし、下部に新旧対照表を掲載させていただきました。

以上でございます。ご審議どうぞよろしくお願いいたします。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第15号につきまして、何かご質問等はないでしょうか。

特に無いようですので、議案第15号につきましては、提案どおり議決とさせていただきます。

次に、議案第16号、富田林市立幼稚園園則の一部を改正する規則について、教育指導室から説明をお願いします。

辻野教育総務部次長代理

それでは、議案第16号、富田林市立幼稚園園則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。議案第16号をご覧ください。

富田林市立幼稚園では、令和3年度より全園で実施予定の3年保育に向けまして、今秋には新入園児を募集いたします。このため、入園資格を定めております富田林市

立幼稚園園則 第3条の条文である「入園資格年齢は、満4歳から小学校就学の始期に達するまでとする。」の年齢要件部分を、「満3歳から」に改めるものでございます。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第16号につきまして、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、議案第16号につきましては、提案どおり議決とさせていただきます。

続いて、日程第5、富田林市議会の議決を経るべき議案に移ります。

今月は、1件の案件がございます。それでは、議案第1号、令和2年度富田林市一般会計補正予算（案）について、学校給食課から、順次、説明をお願いします。

松葉学校給食課長

それでは、議案第2号、令和2年度大阪府富田林市一般会計補正予算（案）、学校給食課分につきまして、ご説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、本年3月2日から3月24日まで小中学校が臨時休校となりました。この間の学校給食14日分が中止となったことに伴い、キャンセル出来なかった食材に係る経費や、製造・加工の取止めによる違約金等として、食材相当分を事業者に補償をするためのものでございます。

これは、国の制度により、国が4分の3、市が4分の1の負担で実施するもので、補正額は、単位が千円でございますが、歳出が、小学校、中学校あわせて、291万9千円、歳入の補正額は、218万9千円です。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

辻野教育総務部次長代理

続いて、議案第2号、令和元年度富田林市一般会計補正予算（案）、教育指導室分につきまして、ご説明させていただきます。

6月15日より、本市の市立小中学校の通常業務が再開となりました。それに伴い、各校においては、新型コロナウイルス感染症対策を行いながらの教育活動を行っており、教員の業務負担が増加しております。つきましては、教員が子どもの学びの保障に注力できるよう、人的支援としてスクールサポートスタッフの配置を計画しており、その配置にかかる費用がまず一点でございます。

もう一点は、新型コロナウイルス感染症対策にかかり、年度当初に想定していなかった消耗品が必要となっており、その購入に要する費用となっております。具体には、臨時休校中の家庭連絡や学習課題作成のための用紙、清掃・消毒業務に必要な手袋やキッチンペーパー、これらの購入を行う計画でございます。

以上の生徒指導事業における2つの補正予算となっており、補正額につきましては、歳出が総額1,631万7千円、歳入は国が6分の1、府が6分の2で、696万7千円でございます。

以上、ご説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

山口教育長

ありがとうございます。それでは、議案第2号につきまして、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、議案第2号につきましては、提案どおり議決とさせてい

ただきます。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。本日の案件に対しまして、活発なご意見、ご質問をいただき、長時間のご審議ありがとうございました。これで、令和2年度6月の定例教育委員会会議を終了いたします。